

質問書に対する回答

工事名： 東京外かく環状道路 中央ジャンクション北地中拡幅(北行)工事

No.	質問事項	回答
1	全般 優先交渉権者の決定時期をご教授下さい。	契約手続き段階において、別途書面にて通知します。
2	全般 技術提案書様式4-3-3にて提出する工程計画表と様式5-1にて提出する参考見積書(建設工事)については設計業務及び価格等の交渉における制約とはならないという認識でよろしいでしょうか。	特記仕様書(案)【設計業務】2-1 一般に記載のとおり技術提案の内容に基づいて実施する設計業務において設計・価格等の協議を実施し、その協議の過程で確認された事項に基づき見積条件等の妥当性について確認を行い、設計成果物に反映させることとしております。 また、価格等の交渉については、設計の内容・成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の工事契約に必要な条件等について協議・合意することとなります。 したがって、提出された工程計画表及び参考見積書については、設計業務及び価格等の交渉の基礎となるものですが、制約となるものではありません。
3	説明書 P.20 4-11 参考額の算出方法をご教授下さい。	参考額については、手続開始の公示(説明書)2-1.(3)に記載のとおり、優先交渉権者選定後、優先交渉権者に対して通知します。
4	説明書 P.20、特記仕様書P.10 優先交渉権者との価格等交渉が不成立となり、次順位以降の交渉権者が設計施工する場合、次順位以降の交渉権者により、優先交渉権者の設計成果物が使用されることもあると思います。この場合、最終的な設計成果物は次順位以降の交渉権者により、技術的・法的な確認を経た上で作成されるものであることから、竣工後の不具合に関する設計の責任は、次順位以降の交渉権者が負うとの認識でよろしいでしょうか。	優先交渉権者との交渉が不成立の場合には、次順位以降の交渉権者と基本協定及び設計契約の締結を行い、その設計の内容・成果物に基づき価格等の交渉を実施し、成立した場合に工事契約を行うことから、優先交渉権者の設計成果物を参考にした場合においても、竣工後の不具合に関する設計の責任は、次順位以降の交渉権者が負うものとします。
5	説明書 P.20 優先交渉権者との価格等交渉が不成立となり、次順位以降の交渉権者との交渉の結果、当初の事業完了予定時期が遅延する場合であっても、優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者は遅延に伴う責任を負わないとの認識でよろしいでしょうか。	工事の工期は、優先交渉権者との価格等の交渉により合意した場合に決定されるため、価格等の交渉が不成立の場合には、工事の工期が設定されていない状態である為、優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者は責任を負うことはありません。
6	説明書 P.20 4-13.(2)において、契約責任者は、優先交渉権者と建設工事の契約に係る見積合わせを行い、工事請負契約を締結するとあるが、価格等の交渉において成立した見積額から見直しが行われることがあるのでしょうか。	価格等の交渉の成立後は、優先交渉権者との見積合わせを行います。なお、手続開始の公示(説明書)4-13.(1)に記載のとおり、見積合わせ時の見積額については、最終工事費見積書等に記載された項目毎の金額を上回らない限り変更することができます。

質問書に対する回答

工事名： 東京外かく環状道路 中央ジャンクション北地中拡幅(北行)工事

No.	質問事項	回答
7	施工確認型支払方式実施マニュアル P.10、16～17 調整額の協議の時期は、数量を確定させるため、その該当する項目の施工が完了した時点でよろしいでしょうか。	施工確認型支払方式実施マニュアル 9-2 調整額に記載のとおり協議を行うものとします。
8	施工確認型支払方式実施マニュアル P.17～18 9-4安定化した場合の新たな単価設定に基づいた新単価設定後に、何らかの事情により著しい変動が発生した場合は改めての単価協議の対象となるのでしょうか。	施工確認型支払方式実施マニュアル9-4 安定化した場合の新たな単価設定に記載のとおり、本項目に基づき設定された新単価は、施工確認の対象となりません。 なお、土木工事請負契約書第18条及び第19条に該当する場合には、新単価協議の対象となります。
9	施工確認型支払方式実施マニュアル P.11～19 施工歩掛に関し、契約単価の内訳根拠と施工実態との相違が確認された場合、工期変更協議の対象となるのでしょうか。	工期の変更については、施工実態の相違のみで判断するのではなく、工事全体の施工条件等を考慮の上、土木工事共通仕様書1-42工期変更に基づき実施するものとします。
10	基本協定書 P.2～3 第6条8項以外の何らかの理由により価格等交渉が不成立となった場合、協定書第8条2項は同様に適用されるのでしょうか。	第6条8項以外で価格等の交渉が不成立となることはありません。
11	基本性能・基本条件書 P.4 作業日及び作業時間に関して土曜作業可との記載があります。概算工期算定においては、月平均標準休止日数を9日とする「工程作成の手引き H30.7」を参考にすべきでしょうか。	貴社の施工計画に基づき作成してください。
12	特記仕様書 P.6 2-1に検討委員会等の審議結果を踏まえ、設計・施工内容に関する工夫・改善に関して協議し、設計成果に反映させるとありますが、変更の内容や時期によっては工期変更協議の対象となると考えてよいですか。	業務内容に大幅な変更が生じた場合には、別途履行期間変更協議の対象となります。
13	特記仕様書 P.6 2-4地中拡幅工詳細設計において、同一でない他工区技術の詳細な技術的検討や比較検証等は業務対象外あるいは協議対象と考えるとよいですか。	技術的検討や比較検証等が必要となった場合には、別途協議の対象となります。